

1 - 3 地域共生社会の推進

■施策が目指す姿

－みんなが顔見知りのまち－

誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支えています。

■現状と課題

○核家族化や一人暮らしの増加、近隣関係の希薄化が進み、加えて新型コロナウイルス感染拡大による行動制限等から、困りごとが見えにくく、新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

○人口減少や少子高齢化が進み、福祉ニーズが増大する一方で担い手不足が顕在化するとともに、抱えている課題や困りごとが多様化、複合化してきていることから、分野ごとの縦割りや「受け手」「支え手」の関係を越えた多様な主体による「地域共生社会」の実現が求められています。

○本市では、複合化・複雑化する福祉ニーズに対し、民生委員・児童委員による活動のほか、社会福祉協議会や関係機関と地域との連携を推進し、地域に密着した支援につなげています。今後も様々な分野の多機関・多業種と連携を図り、重層的な支援体制のもとで、一人ひとりに寄り添った支援を行っていく必要があります。

*14 ノーマライゼーション：障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方

*15 地域福祉コーディネーター：住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う人のこと

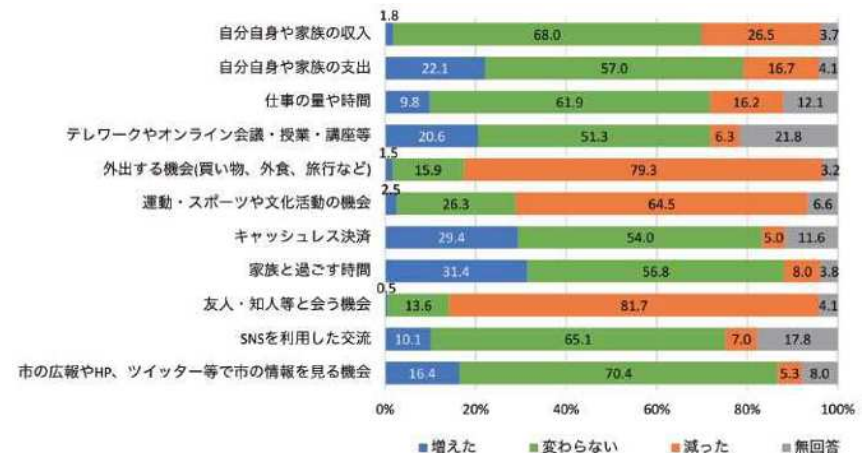
*16 アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、訪問支援を実施すること

*17 ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども



出典：厚生労働省資料より引用

【新型コロナウイルス感染拡大による影響】



■ 施策の方向性

1-3-1 福祉意識の醸成	SNS等による啓発や学校での福祉教育、ボランティア体験等を通じて、ノーマライゼーション ^{*14} の普及を図り、福祉意識の醸成を図ります。
1-3-2 多様な主体による支え合い活動の推進	社会福祉協議会との連携強化や民生委員・児童委員による相談支援活動や見守り・声掛け・訪問活動を支援し、また、ボランティア活動の活性化や住民主体の支え合い活動の仕組みの構築・強化を図ります。
1-3-3 重層的支援体制の整備	「青梅市重層的支援体制整備計画(仮称)」を策定し、地域福祉コーディネーター ^{*15} 、多機関・多業種と連携を図り、一人ひとりが抱える課題に寄り添い、伴走しながら、包括的な相談支援や、アウトリーチ ^{*16} 等による継続的支援、世代や属性を超えた交流の場づくりなど、相談・地域づくり・参加の3つの支援を基本とした体制を整えます。
1-3-4 生活困窮者等支援の充実	ひとり親家庭やひきこもり、ヤングケアラー ^{*17} 、コロナ禍の影響による経済的困窮など、地域で孤立している方や潜在的な困窮状態の方の実態を把握しつつ、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
1-3-5 生活保護受給者自立支援の充実	生活保護受給者の自立に向けて、一人ひとりの状況に合わせた各種支援を行います。
1-3-6 権利擁護・虐待防止の推進	「青梅市成年後見制度利用促進計画(仮称)」を策定し、障がい者や認知症高齢者等の権利擁護を推進します。また、「青梅市児童、高齢者および障がい者虐待防止条例(仮称)」を制定し、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現します。

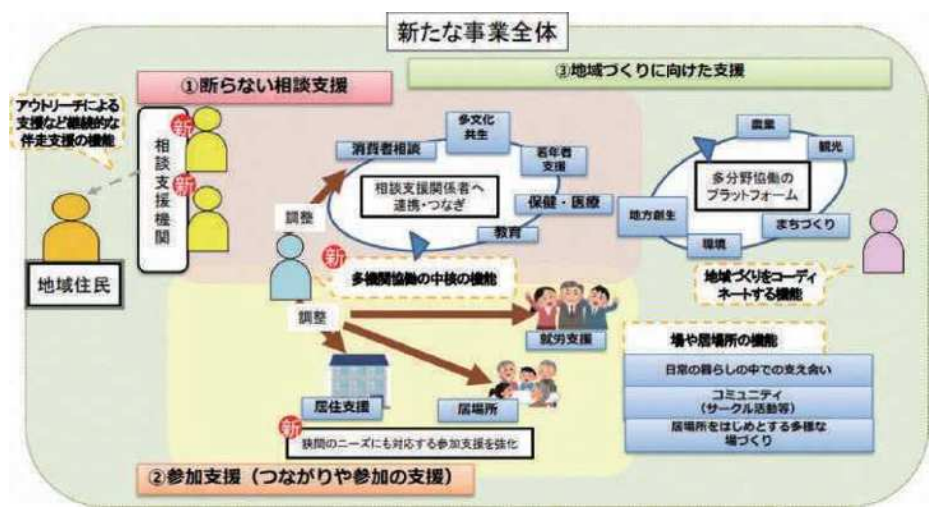
■ 共通する視点

デジタル化	ICTを活用した相談体制の充実 各種申請・届出のデジタル化
多様性	多言語対応 子ども、高齢者、障がい者などあらゆる全ての人が地域を支える社会の実現

■ 関連する個別計画

青梅市地域福祉計画

【重層的支援体制のイメージ図】



出典：厚生労働省資料より引用

Ⅰ - 4 高齢者福祉の充実

■施策が目指す姿

－高齢者がいきいき暮らすまち－

年を重ねても生きがいや役割を持ち、人や地域とのつながりを保ちながら、できるだけ住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができている。

■現状と課題

○高齢化が進み、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者となり、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加することが予想され、介護や生活ニーズの増大が見込まれます。また、令和22(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となることから、介護を担う人材不足も懸念されています。

○本市では、地域における支援体制の充実に向けて、認知症サポーター^{*18}の養成や民間事業者等と見守り支援ネットワーク協定を締結しているほか、おうめ生活サポーター制度の創設、地域サロンによる交流の場の提供などにより高齢者の生きがいをづくりにつなげています。

○本市の特性として多数の福祉施設を有し、様々な地域での活動が行われているなど、多くの地域資源があります。こうした地域特性を踏まえ、地域包括ケアシステム^{*19}の更なる深化が必要です。また、各地域における高齢者の移動手段の確保を図ることも課題です。

○本市は特に高齢化が進んでいるまちであり、医療・福祉にかかる地域資源も充実していることから、それらを生かした介護・フレイル^{*20}予防、重症化予防に取り組むとともに、元気高齢者も含め、地域全体で高齢者等を見守り、支えていく体制を構築していく必要があります。

○青梅に暮らす市民が世代を超えて支え合い、いつまでも生きがいを持って暮らせるまちの実現を目指し、「青梅市高齢者憲章」を制定しています。

【介護保険 事業対象者・要支援・要介護認定者の推移】



出典：第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

【前期・後期別高齢者数・高齢化率の推計】



出典：第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

*18 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた方で、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行う

■ 施策の方向性

1-4-1 生きがいづくり・介護予防等の推進	元気高齢者の一層の社会参加の促進や居場所づくり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、高齢者の生きがいづくり、介護・フレイル予防に向けた取組を推進します。
1-4-2 地域包括ケアシステムの深化	地域包括支援センターを中心に様々な分野の関係機関・専門職等が連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される青梅ならではの地域包括ケアシステムのより一層の深化を推進します。
1-4-3 住民主体の生活支援の推進	生活支援コーディネーター ^{*21} が中心となり、元気高齢者をはじめ、地域住民が担い手となってサービスを提供する仕組みの構築・強化を図るなど、住民主体の生活支援を推進します。
1-4-4 認知症施策の充実	認知症予防に取り組むとともに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症に対する理解促進や地域ぐるみの見守り、家族に対する支援の充実等に取り組めます。
1-4-5 介護人材の確保	多様な人材の確保や介護現場における処遇改善の推進、ICTや介護ロボットの活用など介護人材の確保に努めます。
1-4-6 介護保険サービスの充実と適正運営	介護ニーズに応じたサービス提供基盤の確保に努めるとともに、給付適正化など持続可能な制度に向けた適正な運営を行います。

■ 共通する視点

デジタル化	高齢者のデジタルデバインド ^{*22} 対策 IoT ^{*23} を活用した見守りシステムの構築・運用 各種申請・届出のデジタル化
多様性	子ども、高齢者、障がい者など全ての人が地域を支える社会の実現

■ 関連する個別計画

青梅市地域福祉計画

青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略

^{*19} 地域包括ケアシステム：ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制

^{*20} フレイル：加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態

^{*21} 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を持つ人のこと

^{*22} デジタルデバインド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差

^{*23} IoT：Internet of Thingsは、あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される

1 - 5 障がい者福祉の充実

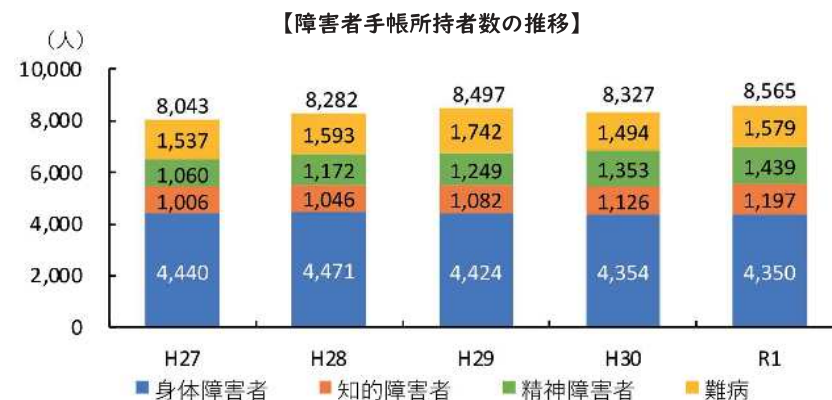
■施策が目指す姿

ーインクルーシブ*24社会が実現するまちー

障がいの有無にかかわらず、地域の理解と特性に応じた支援を得ながら、一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばし、社会の一員として活躍し、権利が守られ、その人らしく安心して暮らしています。

■現状と課題

- 障害者総合支援法では、インクルーシブな社会の実現に向けて、障害特性だけでなく、生活環境も含めその人に合った支援サービスを提供することとしています。また、障害者差別解消法では、合理的配慮*25が求められています。平成26(2014)年には、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者権利条約を批准しています。
- 本市においては、障がいに対する理解促進や専門性の高い療育・教育、就労支援等に取り組むとともに、障害福祉サービスの基盤整備を推進しています。令和3(2021)年には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例(青梅市差別解消条例)」を制定し、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を推進しています。
- 今後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の形成を図るとともに、専門的な支援につなげるための拠点の設置を検討していく必要があります。
- 多様化する障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、障がい者サポートセンター事業、障害福祉サービスの一層の充実を図るとともに、障がいのある人の雇用促進や働きやすい環境づくりにおいて、ハローワーク等と連携し、市内事業者等に向けて意識啓発や必要な支援が求められています。



出典：第6期青梅市障害福祉計画・第2期青梅市障害児福祉計画

【青梅市差別解消条例の概要】

【不当な差別的取り扱いの禁止】

障がいを理由として、正当な理由もなくサービスの提供について拒否、制限、条件を付けるなど、障がいのない人と異なった対応をすることを禁止しています。

【合理的配慮の提供の義務化】

合理的配慮とは、障がいのある人の意向を尊重し、個々の状況に応じて、その壁(バリア)を取り除くために行う配慮のことで、支援する人の負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

【障がいを理由とする差別に関する相談】

障がいのある人や関係者の方から、障がいを理由とする差別の相談を受け付けています。相談内容により、解決に向けた調査・調整・情報提供を行い、当事者間での話し合いによる解決を図ります。

解決に至らなかった場合、条例には、助言、あっせん、勧告といった手続きが規定されています。

*24 インクルーシブ：年齢や性別、国籍、心身の障がいの有無に関係なく共生している状態のこと

■ 施策の方向性

1-5-1 障がいに対する理解促進・差別解消	各種啓発や様々な交流・体験機会、福祉教育等を通じて、障がいに対する理解や虐待防止等を促進するとともに、インクルーシブ教育の推進や合理的配慮の提供など、こころと社会のバリアフリー化を進めます。
1-5-2 相談支援体制の充実	障がい者のための拠点施設である青梅市障がい者サポートセンターの充実を図るとともに、相談支援を総合的・専門的に行う基幹相談支援センターの設置を検討するなど、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。
1-5-3 障害特性に応じた療育・教育	障がい児支援の中核的施設となる児童発達支援センターの設置など、障害特性に応じた専門性の高い療育・教育を推進します。
1-5-4 就労支援・居場所づくりの推進	経済的自立や生きがいづくりに向けて、関係機関や事業者と連携しながら、能力を発揮できる就労に向けた支援や日中活動の場の充実を図ります。
1-5-5 生活支援・サービスの充実	一人ひとりの障害特性や生活状況に応じて必要な支援を受けることができるよう、ニーズに応じた質の高い福祉サービスの提供に努めるとともに、ICTを活用しつつ、きめ細かな情報提供体制の充実を図ります。

■ 共通する視点

デジタル化	障がい者のデジタルデバйд*26対策 各種申請・届出のデジタル化
脱炭素	施設の省エネルギー化
多様性	ノーマライゼーション*27の推進 ユニバーサルデザインに配慮した施設整備 バリアフリー対策

■ 関連する個別計画

青梅市地域福祉計画
青梅市障害者計画
青梅市障害福祉計画・青梅市障害児福祉計画
青梅市特別支援教育実施計画

*25 合理的配慮：障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

*26 デジタルデバйд：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差

*27 ノーマライゼーション：障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方